

管理 No.	H015
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：保健所 医療政策課
 （医事薬事係 / 93-8392）

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	薬局の管理者の兼務の許可	
処分権者	保健所長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
	根拠規定条項	第7条第3項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号) 基準規定条項	
	審査基準	<p>[薬局の管理者の兼務の許可基準]</p> <p>薬局の管理者の兼務の許可に係る審査基準は、奈良市薬局等許可審査基準及び指導基準に定めるとおりとする。</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日から7日程度	
本票の作成日	平成29年1月10日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<p>[根拠法令]</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</p> <p>第7条 1～2 略</p> <p>3 薬局の管理者(第一項の規定により薬局を実地に管理する薬局開設者を含む。次条第一項において同じ。)は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であつてはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。</p>